**平成２４年（フ）第５２号**
群馬県太田市石原町1030番地
債務者　境原　一之
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後４時30分
前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第６８９号**
名古屋市中区千代田３丁目19番地12号
債務者　ＥＭＵ株式会社
代表者代表取締役　望月　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　朋加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第７７号**
福岡県久留米市城島町江島367番地
債務者　株式会社下津浦商店
代表者代表取締役　下津浦秀男
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永孝太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午前10時
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第８６号**
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居942番地
債務者　株式会社オーフジ
代表者取締役　深沢　邦彦
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後３時
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第９４号**
福井市河水町第４号10番地
債務者　ソーイング株式会社
特別代理人　井花　正伸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前９時30分
福井地方裁判所民事部破産係

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第１９号**
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野1962番地３
債務者　藏本　義弘
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　正人
4　破産債権の届出期間　平成24年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年７月２日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２４年（フ）第８９号**
三重県津市河辺町3060―４、住民票上の住所
三重県津市白山町川口2770番地
債務者　江川　久一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第５９号**
福岡県久留米市御井旗崎５丁目２番１―202号
債務者　広田カスミ
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第５号**
奈良県吉野郡下北山村大字上池原551番地、居所大阪府大阪市港区築港３―４―35
債務者　中　　克志
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　無漏田恭生
4　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
奈良地方裁判所五條支部

**平成２４年（フ）第２２７号**
仙台市青葉区国見３丁目４番19号
債務者　横尾　輝子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２２号**
山梨県甲府市西田町１番15号
債務者　矢﨑　節子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６９号**
福岡県久留米市野中町294番地３
債務者　高新こと　高嶋　節孝
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　賢
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第８３６号**
愛知県田原市浦町南松崎７番地第６田原寮、住民票上の住所札幌市中央区南17条西18丁目１番７―302号
債務者　野杉　光政
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　佳以
4　破産債権の届出期間　平成24年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４６号**
熊本県球磨郡あさぎり町免田東3003番地９
債務者　松下宗一郎
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　破産債権の届出期間　平成24年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２４年（フ）第９６号**
福井県勝山市元町１丁目18番８号５
債務者　レストランおりいぶこと　荒井　正孝
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係